

「西千葉工作室」会員規約

本会員規約は、株式会社マイキー（以下「当社」）が運営する施設「西千葉工作室」（以下「当施設」）をご利用されるにあたり、ご契約内容とすることをご承諾いただく事項となります。必ずお読みになり、同意の上、会員登録をされ、当施設をご利用ください。

また、参加される講座もしくはワークショップごとに追加でご遵守いただく事項が定められる場合もありますので、そのような場合は、本会員規約に加え、個別の申込フォーム等に記載されたご注意事項をよくご確認の上、お申込みください。

第1条（適用範囲）

当社が会員との間で締結する当施設利用のルールおよびこれに関連する契約その他の合意事項は、本会員規約および関連諸規則の定めるところによるものとし、本会員規約に定めのない事項については、法令によるものとします。

第2条（当施設の利用並びに会員登録）

1. 当施設の通常利用は会員制とし、別途当社が定めたサービス内容、利用範囲、料金および注意事項に応じて当施設ならびに施設内の設備および機器を利用することができます。
2. 当施設ならびに施設内の設備および機器の利用を希望される方は、本会員規約に同意し、当施設の営業時間内に所定の利用料金を支払い、所定の会員登録手続きを完了すると、当社と会員登録を完了された方との間で本会員規約の定めを内容とする契約が成立し、会員としての資格を得ることができます。会員登録手続きは原則会員となるご本人が行うものとします。
3. 会員は、営業時間内であっても、機材によってはスタッフによる監督の下に限り利用を認める等、機材および施設の利用を一部制限する場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第3条（子ども会員・ティーン会員）

1. 会員登録を希望する者が未成年の場合、本会員規約の内容すべてに保護者（法定代理人とし、以下同様）の同意を必要とします。また、法定代理人が存在する場合は、本会員規約に基づく責任を全て負うものとします。
2. 3歳以上小学4年生以下の会員を「子ども会員」、小学5年生以上高校3年生以下の会員を「ティーン会員」と分類します。
3. 「子ども会員」は基本的には保護者が同伴し、機材や工具の利用は保護者の補助のもとで行うこととする。保護者が同伴しない、または保護者が機材や工具の利用の補助を行わない場合、当施設が提要するサービス「子ども安心サポートサービス」を当社指定の方法により事前予約の上必ずご利用いただくものとします。「子ども安心サポートサービス」の当日予約は、当日対応可能なスタッフがいる場合にのみ行うことができるものとします。

第4条（権利譲渡の禁止）

会員は本会員規約に基づく会員の地位等一切の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第5条（遵守事項）

会員は当施設の利用にあたり、次の各号の事項を予め承諾し、遵守するものとします。

- 1)他の会員と協調性をもって行動すること。
- 2)当施設並びに施設内の設備および機器の利用につき、当社の定めるマニュアル等の記載を遵守すること。
- 3)本会員規約、関連諸規則、当施設スタッフの指示を遵守すること。

第6条（利用の制限）

当社が、会員による機材の取り扱いが困難であると合理的に判断する場合、当該会員に対して当施設および機材の使用を認めない場合があります。その他利用制限の詳細な規定に関しては、別途「西千葉工作室 施設・機材利用について」において定めるものとし、すべての会員はこれに従うものとします。

第7条（保護者の責任）

会員登録を希望する者が未成年の場合、本会員規約の内容すべてに保護者（法定代理人とし、以下同様）の同意を必要とします。また、法定代理人が存在する場合は、本会員規約に基づく責任を全て負うものとします。また、未成年の会員がサービスを利用するにあたって、保護者の氏名・住所等の個人情報が登録された場合、保護者に販売促進メールやDMが送付されることがあります。

第8条（当工作室への立ち入り）

当施設への入場または見学にあたって、特段の会員要件は設けないものとします。ただし、他の会員およびスタッフに対し迷惑行為が認められるなど、当社が入場を不適當であると合理的に判断した場合、当該会員および見学者の入場を制限する場合があります。また、当社が取り扱いに注意が必要と判断する機材のあるスペースへは、本会員規約または別途当施設が定める事項にて認めた会員のみ入場を認めるものとします。

第9条(機材および工具の利用について)

1. 当施設において会員が利用できるサービスの内容は、次のとおりとします。
 - 1)当施設に設置されている機材のうち、当社が指定する機材(以下「特定機材」といいます)の利用に際し、事前に当社が別途指定する「機材講習」を受講し、機材使用のルールに従って利用するものとします。
 - 2)特定機材は、当社所定の当日予約、または事前予約を行って利用するものとします。
 - 3)特定機材の当日予約は、当日機器が使用可能な状態かつ、対応可能なスタッフがいる場合にのみ行うことができるものとします。
 - 4)全ての機材および工具の利用に際し、利用後に会員自身がその機材または工具およびその周辺の清掃を行うものとします。
 - 5)会員が、特定機材の予約を行ったにもかかわらず、予告なく予約時間から10分経過後も当施設へ来場がない場合は、当該予約は解除されるものとします。
 - 6)「西千葉工作室 施設・機材利用について」及び当社が指導した機材講習の内容や、機材使用のルールに反した利用が見られた場合、会員は一定期間の予約を禁止される場合があります。
2. 当社が別途合意する場合を除き、会員に対し、当施設外への個人使用のための機材の貸与は行わないものとします。会員は、当社に無断で当施設の備品を移動すること、また当施設に造作を施し、改造することは行ってはなりません。
3. 機材や道具の持ち込みは制限していません。ただし、お持ち込みの機材や材料の紛失・破損に関しては、当社は当社に過失があると当社が認める場合を除き、一切責任を負いかねます。また、他の会員および近隣住民を害すると判断したもの(匂いが強すぎる、著しい騒音または振動を発生する等)については持ち込みをお断りする場合があります。

第10条(会員の責任および当社の責任)

1. 会員は、当施設および機材や工具の利用にあたって「西千葉工作室 施設利用時のお願い」及び「機材講習」の内容を遵守し、他の会員の安全に配慮する義務を負うものとします。
2. 会員が当施設利用中に起きた各種トラブル(傷病、火災、盗難、人身事故、および機材・器物・建物・内装の破損・汚損を含むが、これらに限られない。以下「事故等」という。)並びにこれらから生じる損害および損失については会員が各自責任を負うものとします。当社の故意または重過失による事故を除き、当社は、何らの法的責任を負いません。また、当施設で制作した制作物によって起きた事故等については、会員ないし製作者が責任を負うものとし、当社は、何らの法的責任を負いません。
3. 当社が指導した「西千葉工作室 施設・機材利用について」及び「機材講習」の内容や、機材使用のルールに反して機材、資材、付帯設備、什器、備品等に破損・故障・紛失が生じた場合、直ちに当施設に連絡するとともに、会員がその損害および損失(原状復帰費用および弁護士費用を含むが、これらに限られない。)を賠償することとします。
4. 会員が購入した資材につき、これらから生じる損害および重過失については会員が各自責任を負うものとし、当社は何らの法的責任を負いません。
5. 当社の故意または重過失により、会員または第三者が損害を被ったときは、当社はその損害を賠償することとします。

第11条(作業内容および制作物への干渉)

当施設で制作するものについて、その制作方法や制作目的、制作内容などについて、当社はなんら関与しないものとします。ただし、当社が事故等を未然に防ぐ目的で、安全管理上、会員に対して制作物の材料、制作目的、制作方法、制作状況等をたずねる場合があり、このとき会員は虚偽なく返答しなければならないものとし、当施設スタッフの指示に従わない場合は当該会員の施設および機材の利用を認めない場合があること、また、当社が質問の内容を独自に調査する権限を有することを会員はあらかじめ了承するものとします。

また、当社が下記のa~iの項目に当てはまると判断したのに関しては、当施設を利用して制作することを禁止します。

- a.法令で制作、所持、保持その他の処分が禁止されているもの
- b.第三者の知的財産権その他の何らかの権利を侵害するもの
- c.当社が他の会員および近隣住民を害すると判断したものの(匂いが強すぎる、著しい騒音または振動を発生する等)
- d.当社および当施設の管理または運営上支障が生じるもの
- e.特定の宗教活動のための利用を目的としたもの
- f.特定の政治活動のための利用を目的としたもの
- g.特定の思想・信条、国籍、人種や団体等に対する差別またはこれを援助助長することを目的としたもの
- h.暴力団その他の反社会勢力の活動を助長し、それらの運営に資する疑いのあるもの
- i.その他、著しく公序良俗に反する等、当社が当施設の利用法として不適当と判断したものの

第12条(制作物)

当施設において会員が作成した制作物(以下、「制作物」という。))に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利その他の権利を含む。)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権(これらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含む。))その他一切の権利は、作成した会員自身に専属的に帰属します。但し、当施設の性質上、会員の制作風景および制作物の秘匿が困難であることを会員は了承するものとします。そのため会員は当施設利用の際に、制作物および制作風景が第三者の目に触れる可能性があること

についてあらかじめ承諾するものとします。また、当社は当該会員の承諾を得た場合に限り、制作物を当社の広告宣伝または研究目的のためにウェブサイト(ウェブサイト、SNSを含むが、これらに限られない。)やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載する等、公開することができます。

第13条(商業利用について)

当施設の所有または占有する機材を使つての製品の制作は、他の会員の迷惑にならない限り認められるものとします。ただし、当施設利用者は基本的に個人または少人数のグループでの使用を想定しており、法人あるいは大人数のグループによる商業目的の使用については、事前に当社の承諾を得なければならないものとします。この際、使用に際し一定の条件を付与する場合があります。

第14条(資材および制作物等の預かり・データの保管)

当施設は、資材および制作物等の預かりをしないものとします。会員は、当施設の機材に残る作業データはその日のうちに消去するものとし、データ保管に関して当社は一切の保存・管理責任を負わないものとします。

第15条(個人情報の取り扱い)

当社は、当施設ご利用のためにご提供いただいた会員の登録情報および個人情報を法令を遵守し、適切に管理いたします。詳細については別途「個人情報のご提供に関する事項」に定めており、会員登録にはこの「個人情報のご提供に関する事項」をよくお読みいただき、会員登録手続きにてご同意いただく必要があります。

第16条(写真等の撮影及び利用)

1. 当社は、当該施設利用中の会員等の写真・動画等の撮影を行う場合があります。撮影した会員等の写真・動画等は、当施設ホームページや当社の制作する告知・販促物等に使用することがあり、会員及びその保護者は予めこれを了承するものとします。会員及びその保護者は、写真・動画等の撮影及びその使用を拒否する場合は、基礎講習時に必ず事前に当社に申告するものとします。事前の申告が無かった場合、当社は、写真・動画等の撮影及びその使用に、会員及びその保護者が同意したものとみなします。
2. 会員及びその保護者は、利用中に、テレビ、新聞、ラジオ、ウェブメディア等の取材が行われる場合があることをあらかじめ了承します。当該取材を拒否する場合、当社からの通知に対し、会員及び保護者は当施設スタッフ又は取材者に、事前に取材拒否の旨を申告するものとします。事前の申告が無かった場合、当社は、会員及びその保護者が当該取材に同意したものとみなします。
3. 会員及びその保護者は、利用中の写真・動画等を撮影する場合には、他の会員及びその保護者の顔や個人情報等が写らないようにするか、事前に当社及び被写体となる方の許諾を得るものとします。

第17条(規約の改定)

当社は、本会員規約を随時中止又は変更することができるものとし、本会員規約を改定する場合は、その3日前までに当施設、Webサイトおよびメールにて告知するものとします。本会員規約の変更の効力が生じた後に会員が当施設を利用した場合は、変更後の本会員規約のすべての内容に同意したものとみなされます。

第18条(管轄裁判所・準拠法)

1. 本会員規約に関する一切の訴訟その他の紛争については、千葉簡易裁判所または千葉地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
2. 本会員規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

令和4年5月20日 改定